

女性活躍推進法に基づく草津市特定事業主行動計画の進捗状況について

1 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の趣旨

平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、地方公共団体は、自らも事業主（特定事業主）として、女性の活躍に関する状況の把握および分析を行い、定量的な目標や取組内容を「特定事業主行動計画」として策定し公表することとなったため、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を、計画期間を平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間と定め策定しました。

なお、女性活躍推進法の適用期間に合わせ、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を計画期間とした新たな計画を策定し、取り組みを進めています。

2 計画の実施状況

組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況について、草津市男女共同参画推進本部において報告することとしているため、数値目標となっている、次の項目の進捗・推移について報告します。

3 数値目標およびその進捗

項目	計画期間前	計画期間（H28～R2）					計画期間（R3～R7）	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	成果目標 [令和7年度]
採用後15年以内の女性職員の離職割合	17.8% [平成13～27年度]	15.2% [平成14～28年度]	16.2% [平成15～29年度]	16.2% [平成16～30年度]	16.7% [平成17～令和元年度]	19.2% [平成18～令和2年度]	19.9% [平成19～令和3年度]	15.0% [平成23～令和7年度]
健康デー(水曜日のノー残業デー)の達成率	64.5%	73.1%	86.2%	82.4%	82.0%	78.6%	81.9%	90.0%
管理的地位にある職員に占める女性割合	25.5%	28.8%	28.4%	28.2%	29.6%	29.5%	30.2%	35.0%
育児休業を取得する男性職員の割合	0.0%	3.8%	4.2%	6.9%	3.8%	31.3%	15.0%	30.0%
配偶者出産休暇、育児参加のための休暇のいずれかを取得する男性職員の割合	61.5%	100.0%	66.6%	86.2%	69.2%	87.5%	90.0%	100.0%